～所定疾患施設療養費について～

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになっております。厚生労働省が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

1　所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入院者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。
2　所定疾患施設療養と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
3　所定疾患施設療養の対象となる入所者の状態は次の通りであること。
・肺炎
・尿路感染症
・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
・蜂窩織炎
4　算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくと。
5　請求に関して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
6　当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

2026年度　所定疾患施設療養　算定

病名／月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
肺炎	人数						1							1
	治療日数						10							10
尿路感染症	人数	1		1		1	2							5
	治療日数	5		8		7	12							32
帯状疱疹	人数													0
	治療日数													0
蜂窩織炎	人数					1								1
	治療日数					10								10